

6. 公営住宅等を整備する事業，中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

市全体の人口の動向を見ると，鹿嶋市の国勢調査人口は微増傾向にあり，近年女性の転入傾向が強まっている。また，本市は県内でも出生率の高い地域であるという特徴がみられ，子育てに適した都市であると評価されている。一方で，臨海工業地域を抱える本市では，高度成長期に地域の産業を支えた世代の大量退職の時期を迎えており，今後急速に高齢化が進むことは避けられない状況である。

一方，中心市街地の人口は近年減少傾向にある。古くからの門前町における少子高齢化や人口流出の課題に加え，土地区画整理事業が完了した駅周辺などの市街地に人口定着が進まないという二つの課題が存在する。

(2) 街なか居住の推進の必要性

中心市街地は古くは門前町・宿場町として栄えてきたエリアであり，職住近接・職住一体のまちであった。その後，自動車交通の利便性の向上などにより，広域的な交通結節点としての位置づけが低下し，市街地の拡散に対応する形で中心市街地の空洞化が進んだ。

生活のための機能をコンパクトに集約しやすい中心市街地は，子育て層や高齢者などが安心して住み続けるために必要となっているが，車中心の社会である本市では住宅施策単体で取り組むことは難しい状況である。そこで，本中心市街地においては観光まちづくりに取り組む中で，新たに就業する人々に対して職住近接によるまちなか居住を誘導していくことが考えられる。具体的には，地域内に住む住民が住み続けたくなるまちづくり，空き家を活用した新規居住者のマッチングによる新規居住者の誘致に取り組み，中心市街地らしい多様な住み方を実現していくことが必要である。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置づけした事業等の進捗状況について確認するため，毎年調査を行い，目標指標への効果を把握しながら，状況に応じて事業促進のために必要な措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち，認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 12. 鹿島神宮周辺地区・地区計画景観整備事業</p> <p>【内容】 鹿島神宮周辺地区地区計画の整備区域内において、修景基準に沿った建築物等の外観工事費の一部を助成することにより景観の形成を図る事業。</p> <p>【実施時期】 H11 年度～</p>	<p>鹿嶋市</p>	<p>中心市街地の門前町は、鹿島神宮と一体的な街並みが残り、今後ともその景観を維持・育成していくことが必要となっている。</p> <p>鹿島神宮周辺地区では、地区内の歴史的資源を活用し、歴史と伝統とにぎわいのあるまちづくりを進めるため、平成 11 年 1 月に、鹿島神宮周辺地区地区計画（約 30.0ha）を決定し、整備区域約 7.9ha において、地区計画に定められた景観整備事業に沿った建築物の新築や改築、または塀・さくなどの工作物を築造する場合には、一定額の範囲内で鹿嶋市が補助を行っている。</p> <p>この事業は、目標指標①「人が集う魅力的な商業エリアの再生」及び目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 ○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（鹿島神宮周辺地区）〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 H30 年度～R4 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 13. 高齢者生きがいづくり事業</p> <p>【内容】 観光客との交流を通じて高齢者の生きがいづくりを行う事業。</p> <p>【実施時期】 H27 年度～</p>	<p>(公社) 鹿嶋市シルバー人材センター</p>	<p>高齢化が進む中で高齢者の生きがいづくりが重要となっている。誰もが活動しやすい中心市街地としていくために、高齢者の活躍の場を作っていくことが必要である。</p> <p>本事業は、現在中心市街地内の空き店舗を活用して活動を行っている事業であり、観光客に対する創作物の展示、特産品等の販売等の展開に向けた取り組みを行うことを目的としたものであり、目標指標①「人が集う魅力的な商業エリアの再生」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 —</p>	
<p>【事業名】 14. 若年世帯定住促進事業</p> <p>【内容】 若年夫婦・若年者・子育て世帯が市街化区域内で住宅を取得した場合、補助金を支給する事業。</p> <p>【実施時期】 H29 年度～</p>	<p>鹿嶋市</p>	<p>本市では市内の地区計画区域内等で住宅を建築又は購入した 45 歳未満の世帯に対し補助金を支給することにより移住定住を促進している。</p> <p>本事業は、中心市街地における若年層の居住に対する既存の制度であり、人口減少が続く中心市街地において観光産業を軸とした雇用の創出と職住近接を目指すものであり、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 —</p>	
<p>【事業名】 15. 鹿島神宮駅及び神宮坂花いっぱい運動支援事業</p> <p>【内容】 市民による「花いっぱい運動」を支援し、鹿島神宮駅及び神宮坂の花壇等を花いっぱいにする事業。</p> <p>【実施時期】 R2 年度～</p>	<p>有志ボランティア</p>	<p>本事業は、鹿島神宮駅周辺から神宮坂を経由して大町通りを結ぶ歩行軸の景観形成に向けて、市民が中心となって行う緑化活動を支援する事業である。</p> <p>本事業は、駅から大町通りを結ぶシンボル軸である神宮坂を快適な歩行環境とすることにより住民の地域に対する愛着を高め、来街者に対する地域のおもてなしの心を涵養することを目的としたものであり、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 —</p>	<p>新規</p>